

| 改 正 案 | |
|--|--|
| 限度額設定型貿易保険運用規程 | 限度額設定型貿易保険(製造業用)運用規程 |
| 平成 15 年 4 月 1 日 03-制度-00019 沿革 平成 16 年 1 月 5 日 一部改正 平成 16 年 11 月 1 日 一部改正 平成 17 年 3 月 29 日 一部改正 平成 17 年 9 月 16 日 一部改正 平成 18 年 3 月 20 日 一部改正 <u>平成 19 年 2 月 16 日 一部改正</u> | 平成 15 年 4 月 1 日 03-制度-00019 沿革 平成 16 年 1 月 5 日 一部改正 平成 16 年 11 月 1 日 一部改正 平成 17 年 3 月 29 日 一部改正 平成 17 年 9 月 16 日 一部改正 平成 18 年 3 月 20 日 一部改正 |
| (輸出等の定義) | (輸出等の定義) |
| 第1条 限度額設定型貿易保険約款(以下「約款」という。)、保険証券及びこの規程における用語の定義は、次の各号による。 | 第1条 限度額設定型貿易保険約款(製造業用)(以下「約款」という。)、保険証券及びこの規程における用語の定義は、次の各号による。 |
| 一 「輸出契約」 とは、本邦内で生産され、加工され、又は集荷される貨物を輸出する契約であって、貨物の名称、型又は銘柄及び数量、仕向国、船積時期並びに取引の条件についての定めがあるもの(貿易保険法(昭和 25 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 26 条第 1 項及び第 2 項の規定により輸出契約とみなされるものを含む。)をいう。 | 一 「製造業者」 とは、製造業を事業として営む者であって、設立後 3 年を経過し、自らが製造した製品の売上額が全体の売上額の 50% 以上を占めること。なお、製造業者からの直接出資割合が 2 / 3 超であって、かつ、製造業者が製造する製品を継続的に輸出する者についても製造業者と見なす。 |
| 二 「仲介貿易契約」 とは、本邦法人又は本邦人が一の外国の地域において生産され、加工され、又は集荷される貨物を他の外国の地域に販売する契約であって、貨物の名称、型又は銘柄及び数量、船積国、仕向国、船積時期並びに販売の条件についての定めがあるもの(法第 26 条第 1 項及び第 2 項の規定により仲介貿易契約とみなされるものを含む。)をいう。 | 二 「製造業」 とは、日本標準産業分類の大分類 F - 製造業に分類される産業をいう。 |
| 三 「輸出契約等」 とは、輸出契約及び仲介貿易契約をいう。 | 三 「輸出契約」 とは、本邦内で生産され、加工され、又は集荷される貨物を輸出する契約であって、貨物の名称、型又は銘柄及び数量、仕向国、船積時期並びに取引の条件についての定めがあるもの(貿易保険法(昭和 25 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 26 条第 1 項及び第 2 項の規定により輸出契約とみなされるものを含む。)をいう。 |
| 四 「輸出契約書等」 とは、輸出契約等を証する書類であって、輸出契約書若しくは仲 | 四 「仲介貿易契約」 とは、本邦法人又は本邦人が一の外国の地域において生産され、加工され、又は集荷される貨物を他の外国の地域に販売する契約であって、貨物の名称、型又は銘柄及び数量、船積国、仕向国、船積時期並びに販売の条件についての定めがあるもの(法第 26 条第 1 項及び第 2 項の規定により仲介貿易契約とみなされるものを含む。)をいう。 |
| | 五 「輸出契約等」 とは、輸出契約及び仲介貿易契約をいう。 |
| | 六 「輸出契約書等」 とは、輸出契約等を証する書類であって、輸出契約書若しくは仲 |

介貿易契約書又は、それに準ずる書類のほか、以下に掲げる文書の組合せにより契約当事者双方の契約合意を証明するものも含まれる。

イ インボイス

ロ プロフォーマ インボイス

ハ セールス コンファメーション

ニ パーチャス オーダー

ホ その他契約当事者の双方又は一方の意思を証明する文書

五 「輸出者」とは、輸出契約の当事者であって、貨物を輸出するものをいい、「仲介貿易者」とは、仲介貿易契約の当事者であって、貨物を販売するものをいう。

六 「輸出」とは、輸出貨物を船積（ただし、船積前に輸出貨物を輸出契約の相手方に引き渡すべきときは、その引渡をすることをいう。）することをいい、「販売」とは仲介貿易貨物を船積（ただし、船積前に仲介貿易貨物を仲介貿易契約の相手方に引き渡すべきときは、その引渡をすることをいう。）することをいう。

七 「輸出契約等の相手方」とは、輸出契約等に基づく貨物の代金を支払うべき者をいう。

八 輸出契約等の「仕向国」とは次のものをいう。

イ 貨物の最終到着地の属する国

□ 本邦内又は貨物の船積国内において貨物の受渡しを行う輸出契約等の場合は、輸出契約等に定める最終仕向地の属する国。ただし、輸出契約等に最終仕向地を定めていない場合にあっては、輸出契約等の相手方が所在する国

九 輸出契約等の「支払国」とは、貨物代金の支払人が所在する国をいう。

土 「保険金支払限度額」とは、被保険者が輸出契約等の相手方ごとにあらかじめ設定する保険金支払いの限度の額をいう。

十一 「非常危険」とは、約款第3条第1号に掲げるてん補危険にあっては約款第4条第1号から第10号までに掲げる事由によるものをいい、約款第3条第2号又は第3号に掲げるてん補危険にあっては約款第4条第1号から第9号までに掲げる事由によるものをいう。

十二 「信用危険」とは、約款第3条第1号に掲げるてん補危険にあっては約款第4条第11号から第13号までに掲げる事由によるものをいい、約款第3条第2号又は第3号に掲げるてん補危険にあっては約款第4条第12号又は第14号に掲げる事由によるものをいう。

介貿易契約書又は、それに準ずる書類のほか、以下に掲げる文書の組合せにより契約当事者双方の契約合意を証明するものも含まれる。

イ インボイス

ロ プロフォーマ インボイス

ハ セールス コンファメーション

ニ パーチャス オーダー

ホ その他契約当事者の双方又は一方の意思を証明する文書

七 「輸出者」とは、輸出契約の当事者であつて、貨物を輸出するものをいい、「仲介貿易者」とは、仲介貿易契約の当事者であつて、貨物を販売するものをいう。

八 「輸出」とは、輸出貨物を船積（ただし、船積前に輸出貨物を輸出契約の相手方に引き渡すべきときは、その引渡をすることをいう。）することをいい、「販売」とは仲介貿易貨物を船積（ただし、船積前に仲介貿易貨物を仲介貿易契約の相手方に引き渡すべきときは、その引渡をすることをいう。）することをいう。

九 「輸出契約等の相手方」とは、輸出契約等に基づく貨物の代金を支払うべき者をいう。 .

十 輸出契約等の「仕向国」とは次のものをいう。

イ 貨物の最終到着地の属する国

□ 本邦内又は貨物の船積国内において貨物の受渡しを行う輸出契約等の場合は、輸出契約等に定める最終仕向地の属する国。ただし、輸出契約等に最終仕向地を定めていない場合にあっては、輸出契約等の相手方が所在する国。

十一 輸出契約等の「支払国」とは、貨物代金の支払人が所在する国をいう。

十二 「保険金支払限度額」とは、被保険者が輸出契約等の相手方ごとにあらかじめ設定する保険金支払いの限度の額をいう。

十三 「非常危険」とは、約款第3条第1号に掲げるてん補危険にあっては約款第4条第1号から第10号までに掲げる事由によるものをいい、約款第3条第2号又は第3号に掲げるてん補危険にあっては約款第4条第1号から第9号までに掲げる事由によるものをいう。

十四 「信用危険」とは、約款第3条第1号に掲げるてん補危険にあっては約款第4条第11号から第13号までに掲げる事由によるものをいい、約款第3条第2号又は第3号に掲げるてん補危険にあっては約款第4条第12号又は第14号に掲げる事由によるものをいう。

(保険契約の相談)

第2条 約款に基づく保険の申込みを行おうとする者は、日本貿易保険に事前相談を行わなければならない。ただし、保険契約の締結の日から1年を経過した後も引き続き保険契約の締結をしようとする者が、日本貿易保険があらかじめ提示する内容で保険の申込みを行おうとするときはこの限りではない。

(保険契約の締結)

第3条 日本貿易保険は、保険契約を、申込みのあった月の翌月の1日に締結する。ただし、1日が日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に該当するときは直後の日本貿易保険の営業日に締結する。

2 約款第2条に規定する引受保険金額上限額は、保険金支払限度額の合計額の20倍とする。ただし、通知される輸出契約等に係る保険金額の累計額が、保険金支払限度額の20倍を超える可能性があると日本貿易保険が認めた場合は、20倍を超えて設定することができる。

3 日本貿易保険は、同一被保険者について、約款による2以上の保険契約を締結しない。ただし、日本貿易保険が認めた場合は、この限りではない。

4 約款第8条第5項に規定する被保険者は、保険利用者名（シッパーコード）ごととする。

(保険料)

第4条 保険契約を締結した場合の保険契約者が納付すべき保険料の額は、「貿易保険の保険料率等に関する規定」（平成16年7月2日 04-制度-00034）に基づき算出された額とする。

2 保険契約者は、前項の保険料を、保険契約時に一括して納付するものとする。ただし、保険料の額が3,000円に満たないときは、保険契約者が納付すべき保険料は3,000円とする。

3 約款第22条第6項から第8項までに規定する保険料返還の時期は、保険関係の成立した輸出契約等の決済期限のうち最も遅いものから45日を経過した日又は保険関係成立期間終了日のいずれか遅い日以降とする。

(保険関係の成立)

第5条 約款第2条第1項及び約款第21条第1項に規定する通知の期限が日曜日、土曜日又は休日に該当するときは、直後の日本貿易保険の営業日までに通知する。

(保険契約の相談)

第2条 約款に基づく保険の申込みを行おうとする者は、日本貿易保険に事前相談を行わなければならない。ただし、保険契約の締結の日から1年を経過した後も引き続き保険契約の締結をしようとする者が、日本貿易保険があらかじめ提示する内容で保険の申込みを行おうとするときはこの限りではない。

(保険契約の締結)

第3条 日本貿易保険は、製造業者を相手方とする保険契約を、申込みのあった月の翌月の1日に締結する。ただし、1日が日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に該当するときは直後の日本貿易保険の営業日に締結する。

2 約款第2条に規定する引受保険金額上限額は、約款第8条第1項及び第2項に規定する保険金支払限度額の合計額の20倍とする。ただし、通知される輸出契約等に係る保険金額の累計額が、保険金支払限度額の20倍を超える可能性があると日本貿易保険が認めた場合は、20倍を超えて設定することができる。

3 日本貿易保険は、同一製造業者を相手方として、約款による2以上の保険契約を締結しない。ただし、日本貿易保険が認めた場合は、この限りではない。

(保険料)

第4条 保険契約を締結した場合の製造業者が納付すべき保険料の額は、「貿易保険の保険料率等に関する規定」（平成16年7月2日 04-制度-00034）に基づき算出された額とする。

2 保険契約者は、前項の保険料を、保険契約時に一括して納付するものとする。ただし、保険料の額が3,000円に満たないときは、製造業者が納付すべき保険料は3,000円とする。

3 約款第22条第6項及び第7項に規定する保険料返還の時期は、保険関係の成立した輸出契約等の決済期限のうち最も遅いものから45日を経過した日以降とする。

(保険関係の成立)

第5条 約款第2条第1項及び約款第21条第1項に規定する通知の期限が日曜日、土曜日又は休日に該当するときは、直後の日本貿易保険の営業日までに通知する。

(通知の遅滞の取扱い)

第6条 日本貿易保険は、前条に規定する、通知の期限を経過した後原則1月以内に輸出契約等の締結又は変更の通知を受けた場合には、通知遅滞理由書の提出を求め、当該通知の遅滞について正当な理由があると認めたときは、輸出契約を締結した日にさかのぼって保険関係を成立させ、又は、保険関係が効力を有するものとすることができる。

(免責)

第7条 約款第9条第1号リに規定する日本貿易保険が別に定める要件は、次の各号のとおりとする。

- 一 「海外商社名簿について」(平成13年4月1日 01-制度-00063) 第1条に基づき作成された海外商社名簿に登録された輸出契約等の相手方の格付がE C格、S C格、P N格、P U格若しくはP T格に格付けされているもの又は事故管理区分であるもの。
- 二 原子力発電等プロジェクト(原子力関連資機材等を用いる施設の建設・補修等)の用に供する貨物等の輸出及び仲介貿易に該当するもの。
- 三 水力発電等プロジェクト(ダム、発電施設及びそれらの関連施設の建設事業等)の用に供する貨物等の輸出及び仲介貿易に該当するものであって、契約金額が15億円超のもの。

(表示通貨と異なる通貨による決済条件付輸出契約等)

第8条 輸出契約等であって、代金又は対価(以下「代金等」という。)の決済が契約額の表示通貨(建値)と異なる通貨により行われる旨の規定を有するもの(表示通貨と異なる通貨への換算の方法が明確に定められているものに限る。)について、輸出契約等の締結の通知を行う場合の扱いは、次の各号による。

- 一 通知時に、決済期限における表示通貨と異なる通貨による決済金額が確定している輸出契約等は、決済金額建ての契約として取り扱うものとする。
- 二 通知時に、決済金額が確定していない輸出契約等は、表示通貨建ての契約として取り扱い、決済通貨で表示された決済金額が確定した場合は、約款第21条第1項の通知を行うものとする。

(保税工場に移入れした貨物の取扱い)

第9条 外国からの貨物を関税法第62条において準用する同法第43条の3第1項の規定に基づく税関長の承認を受けて保税工場に移入れした貨物の輸出に係る契約は、約款第3条第1号又は第2号に規定する輸出契約等に該当するものとする。

(通知の遅滞の取扱い)

第6条 日本貿易保険は、前条に規定する、通知の期限を経過した後1月以内に輸出契約等の締結又は変更の通知を受けた場合には、通知遅滞理由書の提出を求め、当該通知の遅滞について正当な理由があると認めたときは、輸出契約を締結した日にさかのぼって保険関係を成立させ、又は、保険関係が効力を有するものとすることができる。

(免責)

第7条 約款第9条第1号リに規定する日本貿易保険が別に定める要件は、次の各号のとおりとする。

- 一 「海外商社名簿について」(平成13年4月1日 01-制度-00063) 第1条に基づき作成された海外商社名簿に登録された輸出契約等の相手方の格付がE C格、S C格、P N格、P U格若しくはP T格に格付けされているもの又は事故管理区分であるもの。
- 二 原子力発電等プロジェクト(原子力関連資機材等を用いる施設の建設・補修等)の用に供する貨物等の輸出及び仲介貿易に該当するもの。

(表示通貨と異なる通貨による決済条件付輸出契約等)

第8条 輸出契約等であって、代金又は対価(以下「代金等」という。)の決済が契約額の表示通貨(建値)と異なる通貨により行われる旨の規定を有するもの(表示通貨と異なる通貨への換算の方法が明確に定められているものに限る。)について、輸出契約等の締結の通知を行う場合の扱いは、次の各号による。

- 一 通知時に、決済期限における表示通貨と異なる通貨による決済金額が確定している輸出契約等は、決済金額建ての契約として取り扱うものとする。
- 二 通知時に、決済金額が確定していない輸出契約等は、表示通貨建ての契約として取り扱い、決済通貨で表示された決済金額が確定した場合は、約款第21条第1項の通知を行うものとする。

(保税工場に移入れした貨物の取扱い)

第9条 外国からの貨物を関税法第62条において準用する同法第43条の3第1項の規定に基づく税関長の承認を受けて保税工場に移入れした貨物の輸出に係る契約は、約款第3条第1号又は第2号に規定する輸出契約等に該当するものとする。

| | |
|--|--|
| <p>(仮陸揚貨物の取扱い)</p> <p>第10条 約款第3条第1号又は第2号に規定する仲介貿易貨物には、積替え等のため本邦を経由する外国貨物であって、昭和55年12月1日付け55賃入税第31号「外国為替及び外国貿易法(輸入関係)基本通達」の1-4-3仮陸揚貨物の解釈で定める貨物を含むものとする。</p> <p>(電子メール等の取扱い)</p> <p>第11条 保険関係の成立に際し、輸出契約等の相手方からの電子メール、電報、ファクシミリ又はこれに準ずるもの(以下「電子メール等」という。)により輸出契約等の内容について必要な事項が確認できる場合には、電子メール等の入手をもって輸出契約等の当事者間の合意が成立したものと推定する。</p> <p>2 輸出者又は仲介貿易者(以下「輸出者等」という。)は、前項の規定により、保険関係が成立した場合には、輸出契約等の相手方の応諾サインのある輸出契約書等又はそれに準ずる書類を別途入手し、保管しなければならない。</p> <p>3 保険金の請求をする場合には、輸出契約等を証する前項の書類を保険金の請求に必要な他の書類とともに提出しなければならない。</p> <p>(輸出契約等の締結日)</p> <p>第12条 輸出契約等の締結日は、以下の各号の日とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 輸出契約書等を作成し、<u>契約当事者双方がサインをする場合においては、契約当事者双方がサインを行った日又は輸出者等若しくは輸出契約等の相手方がサインを行った日のどちらか遅い日</u> 二 輸出契約等に発効条件が付されている場合は、契約発効日 三 パーチャス オーダーにカウンターサインすることで契約を成立させる場合においては、カウンターサインをした日。ただし、カウンターサインの日付が確認できない場合はパーチャス オーダーの日付とする。 四 パーチャス オーダーに対してアクセプタンス・レターで契約を成立させる場合においては、アクセプタンス・レターの日付 五 プロフォーマ・インボイス 又は 見積書に対し信用状(以下「L/C」という。)が開設された場合(L/C上でプロフォーマ・インボイス 又は 見積書の番号等の照合できるとき)においては、L/Cの受領日 六 L/Cが契約に先行して開設され、L/Cの受領に対し輸出者等側の片サインの輸出契約書等で契約を成立させる場合(L/Cでプロフォーマ・インボイス 又は | <p>(仮陸揚貨物の取扱い)</p> <p>第10条 約款第3条第1号又は第2号に規定する仲介貿易貨物には、積替え等のため本邦を経由する外国貨物であって、昭和55年12月1日付け55賃入税第31号「外国為替及び外国貿易法(輸入関係)基本通達」の1-4-3仮陸揚貨物の解釈で定める貨物を含むものとする。</p> <p>(電子メール等の取扱い)</p> <p>第11条 保険関係の成立に際し、輸出契約等の相手方からの電子メール、電報、ファクシミリ又はこれに準ずるもの(以下「電子メール等」という。)により輸出契約等の内容について必要な事項が確認できる場合には、電子メール等の入手をもって輸出契約等の当事者間の合意が成立したものと推定する。</p> <p>2 輸出者又は仲介貿易者(以下「輸出者等」という。)は、前項の規定により、保険関係が成立した場合には、輸出契約等の相手方の応諾サインのある輸出契約書等又はそれに準ずる書類を別途入手し、保管しなければならない。</p> <p>3 保険金の請求をする場合には、輸出契約等を証する前項の書類を保険金の請求に必要な他の書類とともに提出しなければならない。</p> <p>(輸出契約等の締結日)</p> <p>第12条 輸出契約等の締結日は、以下の各号の日とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 輸出契約書等を作成し、<u>両者がサインをする場合においては、両者がサインを行った日、又は輸出者等又は、輸出契約等の相手方がサインを行った日のどちらか遅い日。</u> 二 輸出契約等に発効条件が付されている場合は、契約発効日 三 パーチャス オーダーにカウンターサインすることで契約を成立させる場合においては、カウンターサインをした日。ただし、カウンターサインの日付が確認できない場合はパーチャス オーダーの日付とする。 四 パーチャス オーダーに対してアクセプタンス・レターで契約を成立させる場合においては、アクセプタンス・レターの日付。 五 プロフォーマ・インボイス 又は 見積書に対し信用状(以下「L/C」という。)が開設された場合(L/C上でプロフォーマ・インボイス 又は 見積書の番号等の照合できるとき)においては、L/Cの受領日 六 L/Cが契約に先行して開設され、L/Cの受領に対し輸出者等側の片サインの輸出契約書等で契約を成立させる場合(L/Cでプロフォーマ・インボイス 又は |
|--|--|

| | |
|--|---|
| <p>見積書の番号等がリファーされていないとき)においては、輸出契約書等の作成日。ただし、L/C開設日と輸出契約書等の作成までの期間が2月以内であること。</p> <p>七 輸出者等側の片サインの輸出契約書等に対しL/Cが開設された場合 (L/Cが当該契約に基づくものであることを確認できること。)においては、L/C受領日。</p> <p>八 輸出者等側の片サインの契約書と輸出契約等の相手方の応諾<u>電子メール</u>等で輸出契約等を成立させる場合においては、<u>電子メール</u>等の発信日。ただし、<u>電子メール</u>等上で輸出契約等の相手方がカウンターサインした日付等応諾した日が確認できる場合は当該応諾日。</p> <p>九 基本契約書(包括契約書)に基づいて輸出契約等の相手方からのオーダー・<u>電子メール</u>等の場合においては、コンファームの<u>電子メール</u>等の発信日。なお、そのような書類がない場合は、オーダー・<u>電子メール</u>等の発信日。</p> <p>十 その他契約当事者双方の合意の成立が確認できる日。</p> <p>(決済期限の解釈)</p> <p>第13条 決済期限が確定していない輸出契約等において、代金等の決済に手形が振り出される場合の決済期限は、次の日をいうものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 一覧払の場合には、当該手形が輸出契約等の相手方に呈示された日 二 前号に規定する日が明らかでない場合には、銀行による手形の買取日又は銀行への取立の依頼の日(以下「買取日等」という。)から2週間を経過した日 三 一覧払の手形の買取等が銀行により拒否された場合には、拒否された日から2週間を経過した日 四 一覧後定期払の場合には、当該手形が引受けられたことにより満期が確定している場合においては、当該確定した日 五 第4号に規定する日が明らかでない場合には、銀行による手形の買取日等から2週間を経過した日に当該手形に記載された期間を加えた末日 <p>2 決済期限が確定していない輸出契約等において、代金等の決済に手形が振り出されない場合の決済期限は、次の日をいうものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 船積書類引渡時払の場合には、船積書類を輸出契約等の相手方に引き渡した日 二 前号に規定する日が明らかでない場合には、船積日から起算して1月を経過した日 三 船積書類引渡後定期払の場合には、前2号の規定による日に輸出契約等で定められた当該ユザンス期間を加えた日 | <p>見積書の番号等がリファーされていないとき)においては、輸出契約書等の作成日。ただし、L/C開設日と輸出契約書等の作成までの期間が2月以内であること。</p> <p>七 輸出者等側の片サインの輸出契約書等に対しL/Cが開設された場合 (L/Cが当該契約に基づくものであることを確認できること。)においては、L/C受領日。</p> <p>八 輸出者等側の片サインの契約書と輸出契約等の相手方の応諾<u>テレックス</u>で輸出契約等を成立させる場合においては、<u>テレックス</u>の発信日。ただし、<u>テレックス</u>上で輸出契約等の相手方がカウンターサインした日付等応諾した日が確認できる場合は当該応諾日。</p> <p>九 基本契約書(包括契約書)に基づいて輸出契約等の相手方からのオーダー・<u>テレックス</u>又は<u>ファクシミリ</u>の場合においては、コンファームの<u>テレックス</u>等の発信日。なお、そのような書類がない場合は、オーダー・<u>テレックス</u>又は<u>ファクシミリ</u>の発信日。</p> <p>十 その他契約当事者双方の合意の成立が確認できる日。</p> <p>(決済期限の解釈)</p> <p>第13条 決済期限が確定していない輸出契約等において、代金等の決済に手形が振り出される場合の決済期限は、次の日をいうものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 一覧払の場合には、当該手形が輸出契約等の相手方に呈示された日 二 前号に規定する日が明らかでない場合には、銀行による手形の買取日又は銀行への取立の依頼の日(以下「買取日等」という。)から2週間を経過した日 三 一覧払の手形の買取等が銀行により拒否された場合には、拒否された日から2週間を経過した日 四 一覧後定期払の場合には、当該手形が引受けられたことにより満期が確定している場合においては、当該確定した日 五 第4号に規定する日が明らかでない場合には、銀行による手形の買取日等から2週間を経過した日に当該手形に記載された期間を加えた末日 <p>2 決済期限が確定していない輸出契約等において、代金等の決済に手形が振り出されない場合の決済期限は、次の日をいうものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 船積書類引渡時払の場合には、船積書類を輸出契約等の相手方に引き渡した日 二 前号に規定する日が明らかでない場合には、船積日から起算して1月を経過した日 三 船積書類引渡後定期払の場合には、前2号の規定による日に輸出契約等で定められた当該ユザンス期間を加えた日 |
|--|---|

| | |
|---|---|
| <p>3 前2項の規定にかかわらず、代金等がL/Cにより決済される場合の決済期限は、次の日をいうものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 一覧払の場合には、手形又は船積書類をL/Cの開設銀行が受領した日 二 前号に規定する日が明らかでない場合には、手形又は船積書類をL/Cの買取銀行又は取立銀行に提出した日から2週間を経過した日 三 一覧後定期払の場合には、前2号の規定による日に当該L/Cで定められたユーザーズ期間を加えた日 <p>4 前3項の規定にかかわらず、輸出貨物等の到着を決済の条件としているものにあっては、船積日から支払地までの標準航海日数（「輸出手形保険運用規程」（平成13年4月1日 01-制度-00035）別表を準用する。）に、一覧払又は船積書類引渡時払の場合にあっては7日を、一覧後定期払又は船積書類引渡後定期払の場合にあってはユーザーズ期間と7日を加えた期間を経過した日</p> <p>5 小切手が決済に用いられる輸出契約であって、決済期限が確定していない場合は、第2項及び第4項に定める日から起算して1月を経過した日を決済期限とする。決済期限が確定している場合であっても同様の取り扱いとする。</p> <p>(損失発生通知書の提出時期)</p> <p>第14条 損失発生通知書の提出時期は、原則として、次の各号による。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 約款第3条第1号のてん補危険の場合にあっては、次条に規定する事故発生日以降提出する。 二 約款第3条第2号又は第3号のてん補危険の場合にあっては、決済期限以降提出する。 <p>(輸出等不能事故における事故発生日及び事故確定日)</p> <p>第15条 約款第3条第1号のてん補危険における事故発生日及び事故確定日は、次の各号とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 約款第4条第1号から第9号までのいずれかに該当する事由（輸入の禁止、為替取引の禁止その他これらに準ずる事由を除く。）による場合は、輸出契約等で定める船積期日を事故発生日とし、事故確定日は、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> イ 約款第4条第1号から第9号までのいずれかに該当する事由によって船積期日後に輸出契約等の相手方から輸出契約等を破棄された場合は、当該破棄通知の発信日 ロ 約款第4条第1号、第2号又は第8号のイ若しくはニのいずれかに該当する事 | <p>3 前2項の規定にかかわらず、代金等がL/Cにより決済される場合の決済期限は、次の日をいうものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 一覧払の場合には、手形又は船積書類をL/Cの開設銀行が受領した日 二 前号に規定する日が明らかでない場合には、手形又は船積書類をL/Cの買取銀行又は取立銀行に提出した日から2週間を経過した日 三 一覧後定期払の場合には、前2号の規定による日に当該L/Cで定められたユーザーズ期間を加えた日 <p>4 前3項の規定にかかわらず、輸出貨物等の到着を決済の条件としているものにあっては、船積日から支払地までの標準航海日数（「輸出手形保険運用規程」（平成13年4月1日 01-制度-00035）別表を準用する。）に、一覧払又は船積書類引渡時払の場合にあっては7日を、一覧後定期払又は船積書類引渡後定期払の場合にあってはユーザーズ期間と7日を加えた期間を経過した日</p> <p>5 小切手が決済に用いられる輸出契約であって、決済期限が確定していない場合は、第2項及び第4項に定める日から起算して1月を経過した日を決済期限とする。決済期限が確定している場合であっても同様の取り扱いとする。</p> <p>(損失発生通知書の提出時期)</p> <p>第14条 損失発生通知書の提出時期は、原則として、次の各号による。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 約款第3条第1号のてん補危険の場合にあっては、次条に規定する事故発生日以降提出する。 二 約款第3条第2号又は第3号のてん補危険の場合にあっては、決済期限以降提出する。 <p>(輸出等不能事故における事故発生日及び事故確定日)</p> <p>第15条 約款第3条第1号のてん補危険における事故発生日及び事故確定日は、次の各号とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 約款第4条第1号から第9号までのいずれかに該当する事由（輸入の禁止、為替取引の禁止その他これらに準ずる事由を除く。）による場合は、輸出契約等で定める船積期日を事故発生日とし、事故確定日は、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> イ 約款第4条第1号から第9号までのいずれかに該当する事由によって船積期日後に輸出契約等の相手方から輸出契約等を破棄された場合は、当該破棄通知の発信日 ロ 約款第4条第1号、第2号又は第8号のイ若しくはニのいずれかに該当する事 |
|---|---|

| | |
|---|---|
| 由が生じたため貨物の輸出等が著しく困難になったと認められる場合は、輸出契約等で定める船積期日から2月を経過した日。ただし、日本貿易保険が特に必要と認めたときは、2月以外の期間を定めることがある。 | 由が生じたため貨物の輸出等が著しく困難になったと認められる場合は、輸出契約等で定める船積期日から2月を経過した日。ただし、日本貿易保険が特に必要と認めたときは、2月以外の期間を定めることがある。 |
| <p>ハ 約款第4条第3号又は第9号の事由が生じたため貨物の輸出等が著しく困難になったと認められる場合は、輸出契約等で定める船積期日からその都度日本貿易保険が定める期間を経過した日</p> | <p>ハ 約款第4条第3号又は第9号の事由が生じたため貨物の輸出等が著しく困難になったと認められる場合は、輸出契約等で定める船積期日からその都度日本貿易保険が定める期間を経過した日</p> |
| <p>二 約款第4条第10号から第13号までのいずれかに該当する事由による場合は、次に掲げる日を事故発生日及び事故確定日とする。</p> <p>イ 約款第4条第10号の事由のうち「外為替及び外國貿易法」(昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。)による貨物の輸出等の制限の場合は、当該制限により貨物の輸出等ができないことの確認を日本貿易保険から受けた日</p> | <p>二 約款第4条第10号から第13号までのいずれかに該当する事由による場合は、次に掲げる日を事故発生日及び事故確定日とする。</p> <p>イ 約款第4条第10号の事由のうち「外為替及び外國貿易法」(昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。)による貨物の輸出等の制限の場合は、当該制限により貨物の輸出等ができないことの確認を日本貿易保険から受けた日</p> |
| <p>ロ 約款第4条第11号の事由による場合は、輸出契約等の相手方又は被保険者からの輸出契約等破棄通知の発信日</p> <p>ハ 約款第4条第12号の事由による場合は、輸出契約等の相手方が破産手続開始の決定の宣告を受けた日</p> <p>ニ 約款第4条第13号の事由による場合は、輸出契約等の相手方が支払不能になった日</p> | <p>ロ 約款第4条第11号の事由による場合は、輸出契約等の相手方又は被保険者からの輸出契約等破棄通知の発信日</p> <p>ハ 約款第4条第12号の事由による場合は、輸出契約等の相手方が破産手続開始の決定の宣告を受けた日</p> <p>ニ 約款第4条第13号の事由による場合は、輸出契約等の相手方が支払不能になった日</p> |
| <p>三 約款第4条第1号から第9号までのいずれかに該当する事由によって船積期日前に輸出契約等の相手方から輸出契約等を破棄された場合は、当該破棄通知の発信日を事故発生日及び事故確定日とする</p> | <p>三 約款第4条第1号から第9号までのいずれかに該当する事由によって船積期日前に輸出契約等の相手方から輸出契約等を破棄された場合は、当該破棄通知の発信日を事故発生日及び事故確定日とする</p> |
| <p>四 輸入の禁止、為替取引の禁止、外為法による貨物の輸出の禁止その他これらに準ずる事由による場合は当該禁止措置が実施された日を事故発生日及び事故確定日とする。ただし、当該禁止措置等が一時的であると認められる場合は、第1号に準じて日本貿易保険が当該禁止措置が実施された日以外の日を定めることができる。</p> | <p>四 輸入の禁止、為替取引の禁止、外為法による貨物の輸出の禁止その他これらに準ずる事由による場合は当該禁止措置が実施された日を事故発生日及び事故確定日とする。ただし、当該禁止措置等が一時的であると認められる場合は、第1号に準じて日本貿易保険が当該禁止措置が実施された日以外の日を定めることができる。</p> |
| <p>2 約款第3条第2号又は第3号のてん補危険における事故発生日及び事故確定日は、次の各号とする。</p> <p>一 約款第4条第1号から第9号まで又は第12号のいずれかに該当する事由による場合は、輸出契約等で定める決済期限を事故発生日及び事故確定日とする。</p> <p>二 約款第4条第14号に該当する事由による場合は、輸出契約等で定める決済期限を事故発生日とし、当該決済期限から3月を経過した日を事故確定日とする。</p> <p>3 約款第3条各号のてん補危険について、前2項に規定する事故発生日が保険期間内に</p> | <p>2 約款第3条第2号又は第3号のてん補危険における事故発生日及び事故確定日は、次の各号とする。</p> <p>一 約款第4条第1号から第9号まで又は第12号のいずれかに該当する事由による場合は、輸出契約等で定める決済期限を事故発生日及び事故確定日とする。</p> <p>二 約款第4条第14号に該当する事由による場合は、輸出契約等で定める決済期限を事故発生日とし、当該決済期限から3月を経過した日を事故確定日とする。</p> <p>3 約款第3条各号のてん補危険について、前2項に規定する事故発生日が保険期間内に</p> |

あればてん補の対象とし、事故確定日は保険期間内にある必要はないものとする。

(輸出等不能事故に係る損失防止軽減義務)

第16条 約款第3条第1号のてん補危険に係る損失防止軽減義務のうち、輸出貨物又は、仲介貿易貨物（以下「輸出貨物等」という。）の処分は、事故確定日以後行わなければならない。ただし、日本貿易保険が特に必要と認める場合にあっては、事故確定日以前に貨物の処分を行うことができる。

(保険金の条件付支払の取扱い)

第17条 約款第27条に規定する保険金の条件付支払における条件は、次の各号とする。

一 被保険者は、日本貿易保険から保険金の支払を受けた後においても、輸出貨物等の処分その他損失を防止軽減するため、一切の合理的な措置を講ずることとし、日本貿易保険が求めた場合は、当該輸出貨物等の状態について報告しなければならない。

二 被保険者は、輸出貨物等を処分しようとするときは、あらかじめその旨を日本貿易保険に通知すること。

三 被保険者は、輸出貨物等の管理又は処分について日本貿易保険の指示を受けたときは、これに従うこと。

四 被保険者は、輸出貨物等を処分し、又は輸出貨物等が滅失き損したときは、遅滞なくその旨を日本貿易保険に通知し、かつ、約款第8条の規定によりあらためて算定した日本貿易保険のてん補すべき額が支払を受けた保険金の額に満たないときは、その差額に相当する金額を日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険に納付すること。この場合において、被保険者が第1号の条件に基づく義務の履行を怠ったときは、日本貿易保険は、被保険者がその義務を履行すれば防止軽減することができたと認められる金額を控除した残額を基礎として、てん補額を決定することができる。

五 保険金の支払があった後6月を経過した後においても被保険者が処分しなかった輸出貨物等がある場合においては、日本貿易保険は、保険金の支払の際に当該貨物を処分して回収し得べき金額と認めた金額を変更することができるものとし、その変更された額を基礎として約款第8条の規定により算定した日本貿易保険がてん補すべき額が支払を受けた保険金の額に満たないときは、被保険者は、その差額に相当する金額を日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険に納付するものとする。

あればてん補の対象とし、事故確定日は保険期間内にある必要はないものとする。

(輸出等不能事故に係る損失防止軽減義務)

第16条 約款第3条第1号のてん補危険に係る損失防止軽減義務のうち、輸出貨物又は、仲介貿易貨物（以下「輸出貨物等」という。）の処分は、事故確定日以後行わなければならぬ。ただし、日本貿易保険が特に必要と認める場合にあっては、事故確定日以前に貨物の処分を行うことができる。

(保険金の条件付支払の取扱い)

第17条 約款第27条に規定する保険金の条件付支払における条件は、次の各号とする。

一 被保険者は、日本貿易保険から保険金の支払を受けた後においても、輸出貨物等の処分その他損失を防止軽減するため、一切の合理的な措置を講ずることとし、日本貿易保険が求めた場合は、当該輸出貨物等の状態について報告しなければならない。

二 被保険者は、輸出貨物等を処分しようとするときは、あらかじめその旨を日本貿易保険に通知すること。

三 被保険者は、輸出貨物等の管理又は処分について日本貿易保険の指示を受けたときは、これに従うこと。

四 被保険者は、輸出貨物等を処分し、又は輸出貨物等が滅失き損したときは、遅滞なくその旨を日本貿易保険に通知し、かつ、約款第8条の規定によりあらためて算定した日本貿易保険のてん補すべき額が支払を受けた保険金の額に満たないときは、その差額に相当する金額を日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険に納付すること。この場合において、被保険者が第1号の条件に基づく義務の履行を怠ったときは、日本貿易保険は、被保険者がその義務を履行すれば防止軽減することができたと認められる金額を控除した残額を基礎として、てん補額を決定することができる。

五 保険金の支払があった後6月を経過した後においても被保険者が処分しなかった輸出貨物等がある場合においては、日本貿易保険は、保険金の支払の際に当該貨物を処分して回収し得べき金額と認めた金額を変更することができるものとし、その変更された額を基礎として約款第8条の規定により算定した日本貿易保険がてん補すべき額が支払を受けた保険金の額に満たないときは、被保険者は、その差額に相当する金額を日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険に納付するものとする。

(回収義務の終了認定の事由)

第18条 約款第29条第1項に規定する回収義務の終了において、権利の行使の相手方が破産したことその他やむをえない事由とは、次の各号とする。

- 一 輸出契約等の相手方及び賠償責任を有する者が破産し、清算を行っており又は失うしていること。ただし、当該手続の結果、配当を受けられる可能性のある場合を除く。
- 二 回収に係る権利の全てを対象に行われた強制執行が効を奏さなかったこと。
- 三 やむをえない事情により回収に係る権利の全てが消滅したこと。
- 四 会社更生その他これに準ずる公的手続において、輸出契約等の相手方及び賠償責任を有する者の財産に対する被保険者への配分割合が定まり、当該配分割合に基づく回収があったこと。ただし、引き続き回収の可能性がある場合を除く。
- 五 回収業者により回収に係る権利の全てを対象として回収が試みられ（ただし、日本貿易保険の事前の承諾があったものに限る。）、今後更に回収される見込みのないことが明らかになったこと。
- 六 回収に係る権利の全てを第三者に適正価格で売却する方法により回収をなしたこと（ただし、日本貿易保険の事前の承諾があったものに限る。）。
- 七 既に支出した未回収額に係る回収費用が未回収額を上回っていること又は既に支出した未回収額に係る回収費用と今後支出することが予想される回収費用との合計額が未回収額を明らかに上回ると認められること。
- 八 非常危険を事由とする輸出等不能事故の場合（輸出契約等の相手方等に対し損害賠償請求等の権利行使を行うことができない場合に限る。）。
- 九 その他今後回収に係る権利について回収可能性が見込まれないこと。

(権利行使等の委任)

第19条 被保険者は、日本貿易保険が別の意思表示を行わない限り、保険金請求前に約款第30条第1項の申込を受けたものとして、原則として保険金請求に合わせて約款第30条第3項の権利行使等の委任を行うものとする。

(輸出等不能事故に係る換算率)

第20条 約款第3条第1号のてん補危険にあっては、約款第32条の規定にかかわらず、次のとおり取り扱うものとする。

- 一 輸出又は販売することができなくなった輸出貨物等の代金等の額が外貨建のときは、輸出契約等の締結日における外国為替相場（外国為替相場とは、約款第32条

(回収義務の終了認定の事由)

第18条 約款第29条第1項に規定する回収義務の終了において、権利の行使の相手方が破産したことその他やむをえない事由とは、次の各号とする。

- 一 輸出契約等の相手方及び賠償責任を有する者が破産し、清算を行っており又は失うしていること。ただし、当該手続の結果、配当を受けられる可能性のある場合を除く。
- 二 回収に係る権利の全てを対象に行われた強制執行が効を奏さなかったこと。
- 三 やむをえない事情により回収に係る権利の全てが消滅したこと。
- 四 会社更生その他これに準ずる公的手続において、輸出契約等の相手方及び賠償責任を有する者の財産に対する被保険者への配分割合が定まり、当該配分割合に基づく回収があったこと。ただし、引き続き回収の可能性がある場合を除く。
- 五 回収業者により回収に係る権利の全てを対象として回収が試みられ（ただし、日本貿易保険の事前の承諾があったものに限る。）、今後更に回収される見込みのないことが明らかになったこと。
- 六 回収に係る権利の全てを第三者に適正価格で売却する方法により回収をなしたこと（ただし、日本貿易保険の事前の承諾があったものに限る。）。
- 七 既に支出した未回収額に係る回収費用が未回収額を上回っていること又は既に支出した未回収額に係る回収費用と今後支出することが予想される回収費用との合計額が未回収額を明らかに上回ると認められること。
- 八 非常危険を事由とする輸出等不能事故の場合（輸出契約等の相手方等に対し損害賠償請求等の権利行使を行うことができない場合に限る。）。
- 九 その他今後回収に係る権利について回収可能性が見込まれないこと。

(権利行使等の委任)

第19条 被保険者は、日本貿易保険が別の意思表示を行わない限り、保険金請求前に約款第30条第1項の申込を受けたものとして、原則として保険金請求に合わせて約款第30条第3項の権利行使等の委任を行うものとする。

(輸出等不能事故に係る換算率)

第20条 約款第3条第1号のてん補危険にあっては、約款第32条の規定にかかわらず、次のとおり取り扱うものとする。

- 一 輸出又は販売することができなくなった輸出貨物等の代金等の額が外貨建のときは、輸出契約等の締結日における外国為替相場（外国為替相場とは、約款第32条

条第1項第1号の外国為替相場をいう。以下同じ。)により邦貨に換算する。

二 約款第7条各号の金額が外貨建のときは、その額が確定した日における外国為替相場により邦貨に換算する。ただし、同条第1号又は第2号に規定する費用について、当該費用に係る通貨を邦貨で買い取って支払った場合は、当該買取に使用した換算率により邦貨に換算する。

三 前号において「その額が確定した日」とは、次の日をいう。

イ 輸出又は販売することができなかつた貨物を処分することにより取得した金額又は取得し得べき金額がある場合において、「取得した金額」若しくは「取得し得べき金額」又は当該貨物の「処分に要すべき費用」については当該貨物の処分契約の締結日、当該貨物の「処分に要した費用」については当該費用を支出又は送金した日

ロ 輸出又は販売することができなかつた貨物を処分していない場合において、「当該貨物の評価額」については、輸出契約等で定める船積期日から2月を経過した日

(共通運用規程)

第21条 本規程に規定するものほか、損失防止軽減義務、回収義務、保険目的の譲渡その他日本貿易保険が定める各保険に共通の事項については、貿易保険共通運用規程(平成13年4月1日 01一制度—00058)において定める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成16年1月5日から実施する。

附 則

この改正は、平成16年11月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成17年10月1日から実施する。

附 則

条第1項第1号の外国為替相場をいう。以下同じ。)により邦貨に換算する。

二 約款第7条各号の金額が外貨建のときは、その額が確定した日における外国為替相場により邦貨に換算する。ただし、同条第1号又は第2号に規定する費用について、当該費用に係る通貨を邦貨で買い取って支払った場合は、当該買取に使用した換算率により邦貨に換算する。

三 前号において「その額が確定した日」とは、次の日をいう。

イ 輸出又は販売することができなかつた貨物を処分することにより取得した金額又は取得し得べき金額がある場合において、「取得した金額」若しくは「取得し得べき金額」又は当該貨物の「処分に要すべき費用」については当該貨物の処分契約の締結日、当該貨物の「処分に要した費用」については当該費用を支出又は送金した日

ロ 輸出又は販売することができなかつた貨物を処分していない場合において、「当該貨物の評価額」については、輸出契約等で定める船積期日から2月を経過した日

(共通運用規程)

第21条 本規程に規定するものほか、損失防止軽減義務、回収義務、保険目的の譲渡その他日本貿易保険が定める各保険に共通の事項については、貿易保険共通運用規程(平成13年4月1日 01一制度—00058)において定める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成16年1月5日から実施する。

附 則

この改正は、平成16年11月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成17年10月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から実施する。

この改正は、平成18年4月1日から実施する。